

令和5年6月定例会

人口減少・地域活性化対策特別委員会会議録

令和5年6月26日

場 所 第4委員会室

令和5年6月26日（金曜日）

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○概要説明

総合政策部

1. 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組
2. 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（11人）

委 員 長	川 添 博
副 委 員 長	本 田 利 弘
委 員 員	坂 口 博 美
委 員 員	丸 山 裕次郎
委 員 員	日 高 陽 一
委 員 員	福 田 新 一
委 員 員	今 村 光 雄
委 員 員	山 内 佳菜子
委 員 員	前屋敷 恵 美
委 員 員	黒 岩 保 雄
委 員 員	下 沖 篤 史

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
福 祉 保 健 部 次 長 (福 祉 担 当)	津 田 君 彦
県参事兼福祉保健部次長 (保 健・医 療 担 当)	和 田 陽 市
こども政策局長	柏 田 学
福 祉 保 健 課 長	長 倉 正 朋
障 が い 福 祉 課 長	佐 藤 雅 宏
健 康 增 進 課 長	児 玉 珠 美
こども政策課長	中 村 智 洋
こども家庭課長	小 川 智 巳

事務局職員出席者

政 策 調 查 課 主 査	飛 田 真 志 野
政 策 調 查 課 主 幹	松 本 英 治

○川添委員長 ただいまから、人口減少・地域活性化対策特別委員会を開会いたします。

初めに、委員席の決定についてあります。初委員会におきまして委員席を決定したところですが、井本議員が一身上の都合により委員を辞任されたため、改めて委員席を決定する必要があります。

委員の皆様の座席順としましては、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてあります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、調査項目1の人口減少・少子化対策に関連して福祉保健部から説明いただきます。

その後、委員会の県内調査等について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進

説明のため出席した者

めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部においていただきました。執行部の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

なお、井本議員におかれましては、一身上の都合により委員を辞任いたしましたので、委員席を改めて決定いたしました。御了承ください。

それでは、執行部から概要説明をお願いいたします。

○川北福祉保健部長 福祉保健部でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

資料2ページの目次を御覧ください。

福祉保健部からの説明事項は、1、本県が目指す将来像とその実現に向けた取組、2、「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進の2点です。

本県の令和4年の出生数及び婚姻数は、コロナ禍の影響もあり、いずれも過去最小となっており、少子化の厳しい現状に強い危機感を持っているところです。

このような中、現在、国におきましては次元の異なる少子化対策として、様々な政策の検討が進められております。本県におきましても、合計特殊出生率の向上等に向けて、出産や子育て支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を強化することとしております。

また、県民が子供を安心して産み育てるためには、支援が必要な子供や家庭を社会全体で支えていく取組も重要なことから、本日はこのような点につきましても、御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

○中村こども政策課長 こども政策課でございます。委員会資料3ページを御覧ください。

1、本県の少子化の現状であります。

まず、(1) 出生数・合計特殊出生率です。本県の出生数を棒グラフで、本県及び全国の合計特殊出生率を折れ線グラフで表示しております。

本県では、第2次ベビーブーム直後の昭和50年には、出生数が1万8,142人、合計特殊出生率が2.11という高い数字になりましたが、それ以降、いずれも減少傾向となっております。

合計特殊出生率は、平成17年を底に持ち直しの動きが見られたものの、コロナ禍の令和2年に1.7を下回って以降、再び減少が続き、令和4年は1.63、全国的には沖縄の1.70に次いで2番目という状況になっております。

出生数は、この30年間で41%の減少、10年間では28%減少しております、令和4年は7,136人、対前年比6%の減と大きく落ち込んでおります。

4ページを御覧ください。

次に、少子化の主な要因についてです。

諸外国に比べ、日本では結婚してから出産という流れが一般的であることから、結婚の有無が少子化に与える影響が大きいと言われております。

このため、(2) 未婚化の状況を見ますと、令和元年に県が実施した、結婚・子育て意識調査では、未婚者の8割が、いずれ結婚するつもりとの意向を示しつつ、令和2年における本県の50

歳時未婚割合、いわゆる生涯未婚率は男性が24.64%、女性が16.83%となっております。

全国平均より低い状況にあるものの、男女とも4%台だった平成2年と比較して大きく上昇しており、未婚化が進んでいることが伺えます。

5ページを御覧ください。

(3) 晩婚化の状況であります。本県の平均初婚年齢の推移を示しておりますが、男女とも上昇傾向にあり、令和4年は男性が30.1歳、女性が29.2歳となっております。全国平均より低い状況にはありますが、昭和55年と比較して、男性で2.9歳、女性で4.2歳上昇しております。

一般的には、こうした晩婚化により第1子の出産が遅くなると、第2子、第3子の出産に影響を与えると言われております。

6ページを御覧ください。

次に、(4) コロナ禍による婚姻数の減少であります。本県では、令和元年まで年間の婚姻数は4,600件台で推移しておりましたが、令和2年に4,148件に落ち込み、令和元年から1割ほど減少しております。

これは、新型コロナの感染拡大により、出会いの機会が減ったり、将来への不安が高まったりしたことなどが背景にあると考えられ、令和4年の婚姻数は3,805件で過去最小になるなど影響が続いております。

また、過去最小となった令和4年の出生数についても、令和2年以降の婚姻数の大きな落ち込みが影響したものと考えております。

7ページを御覧ください。

続いて、(5) 子供を産む世代の女性人口の減少であります。本県の15歳から49歳までの女性人口は、令和2年で18万6,296人となっており、10年前と比較して14%の減少、20年前と比較して27.5%減少するなど、全国の状況と比較して

減少幅が年々大きくなっています。

8ページを御覧ください。

これまでの少子化の現状を踏まえて、2、本県が目指す将来像について説明いたします。

まず、今議会に上程しております、宮崎県総合計画アクションプランのプログラムの1つ、「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍において、子どもを生み育てやすい県づくりを政策の1つに位置づけております。重点項目として、結婚・出産の希望がかなう環境づくりと、安心して子育てしやすい環境づくりの2つを掲げております。

具体的な取組としまして、外部有識者等による議論を踏まえた少子化対策の強化や、みやざき結婚サポートセンター等による出会いの機会の創出等のほか、様々な出産や子育て支援政策を展開することとしているところであります。

なお、アクションプランに掲げた令和8年に向けての指標は、下に記載のとおり、合計特殊出生率を令和3年の1.64から1.8台に、みやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数の累計を、令和4年度の136組から204組にするなどとしております。

9ページを御覧ください。

本県が目指す将来像の実現に向けた取組について御説明いたします。

現在、県では、結婚前、出会い・結婚、妊娠・出産、そして子育てという、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を展開しております。

まず、結婚前のステージでは、人生の早い段階から仕事や結婚をはじめとした、人生設計について考えてもらうことが重要であることから、学生、社会人を対象に、ライフデザイン事業を実施しております。

次に、出会い・結婚ですが、以前は男女の出会いに大きな役割を果たしていた、お見合いという形態が時代とともに少なくなってきたことなどを踏まえ、県では、みやざき結婚サポートセンターを県内3か所に設置し、結婚を希望する会員向けに1対1の出会いを提供するほか、グループ単位での出会いの場の創出などを行っております。

次に、妊娠・出産では、今議会に提案しております、不妊治療費の経済的支援を行う不妊治療費支援事業や、妊産婦健診受診のための通院に要する費用の一部を助成する妊産婦健診通院支援事業等に取り組んでおります。

次に、子育てでは、同じく今議会に提案しております、病児保育の利用料無償化といった、病児保育利用促進事業や、おむつのサブスクリプション等に取り組む市町村を支援する、おむつの負担軽減モデル事業のほか、児童手当や幼児教育・保育の無償化など、様々な施策に取り組んでいるところであります。

また、結婚や子育て支援等の少子化対策を推進するためには、市町村をはじめ、企業・団体等と一体となって取り組んでいく必要があることから、機運醸成・市町村連携としまして、これまでの子育て支援を中心とした県民運動に、出会い・結婚応援の視点を新たに加えた、ひなたの出会い・子育て応援運動に今年度から取り組んでいくほか、市町村の少子化対策の取組を県が伴走しながら支援する、少子化対策市町村支援事業等に取り組むこととしております。

これらの取組に加えて、今年度、府内に新たに立ち上げました、宮崎の未来創造子ども・若者戦略プロジェクトチームでの検討や、外部有識者による研究会の提言等を踏まえ、令和6年度、令和7年度とさらなる施策の展開を図りな

がら、アクションプランに掲げる指標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、10ページに、現在、国において検討が進められております、次元の異なる少子化対策の具体的な取組を抜粋して掲載しておりますので、参考まで御覧いただければと思います。

こども政策課からの説明は以上であります。

○長倉福祉保健課長 11ページを御覧ください。

Ⅱ「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進について御説明いたします。

1、子供の貧困対策についてであります。

(1) 現状と課題について、昨年度コロナ禍における子供の貧困緊急実態調査を実施しましたので、その結果について御説明いたします。

調査の概要ですが、県内の中学2年生のいる世帯のうち、約半数の5,500世帯に対して実施し、有効回答数は中学生と保護者の両方が回答した1,944組がありました。回答率は35.3%になります。

主な項目について、令和2年度に国が実施した全国調査結果と、本県の調査結果について表にまとめております。

まず、保護者の状況についてです。表1の保護者が回答した年間収入の金額を基に世帯収入を分析し、表の1段目が全世帯の中央値、真ん中が収入額、表の2段目が中央値の2分の1未満の世帯であり、この世帯が貧困状態にあるとされております。全国、本県ともほぼ同じ割合がありました。

表の2の上から3段目の大卒以上の進学を希望する世帯の割合については、全国は50.1%であるのに対し、本県は42.6%と、全体でも7.5ポイント低く、さらに2分の1未満世帯では17.2%と全体よりも25.4ポイント、ひとり親世帯で

は22.0%と全体よりも20.6ポイント低くなっています。

次のページを御覧ください。

子供の状況であります。表3の上から3段目の大卒以上の進学を希望する割合について、保護者と同様、全国49.7%であるのに対し、本県では26.4%、さらに2分の1未満世帯では12.4%、ひとり親世帯では16.2%と、全体よりも下回っております。

貧困の連鎖を断ち切るためにには、教育格差を生じさせないことが重要です。収入の水準が低い世帯やひとり親世帯において、保護者・子供とともに、進学を希望する割合が特に低いという調査結果となっており、経済的理由が将来への夢を諦める要因の一つとも考えられます。

このため、早い段階から、生活困窮世帯の子供に対する学習支援などの様々な支援についてしっかりと周知し、生活に困窮している状況にあっても、進学のチャンスは十分にあるということを理解してもらい、進学意欲の喚起につなげていきたいと考えております。

表の4は2分の1未満世帯及びひとり親世帯における支援の利用状況であります。学習支援、子ども食堂、相談場所のいずれも利用率は1割未満ですが、利用したことがない生徒のうち利用したいと回答した生徒の割合は、一部を除き2割から4割程度であり、一定のニーズが認められたところであります。

このため、今年度から新たに子どもの居場所づくりに取り組む民間団体の活動経費を支援する事業に取り組んでおり、これらの団体の活動を通して、生活困窮世帯の支援につなげたいと考えております。

続きまして、13ページを御覧ください。

主な取組であります。まず、①支援体制の整

備ですが、子供の貧困対策に取り組む福祉、教育関係者、団体職員等を対象として、大学教授や医師、子供の支援に取り組む民間団体の運営者などが講師を務め、実践的な知識を習得できる研修会を実施しています。

次に、②子どもの居場所づくりのため、先ほど申し上げましたが、本年度からこども食堂やフードバンク、学習支援などの子供の貧困対策に取り組む民間団体の活動経費を支援する、つながりの場づくり緊急支援事業に取り組んでいます。

14ページを御覧ください。

最後に、③の教育・就職の支援ですが、子供たちが経済的な理由で夢を諦めることのないよう、進学や就職に関する支援制度をまとめた、「桜さく成長応援ガイド」を毎年、県内全ての中・高生に配布しています。

さらに、学習環境等が十分整っていない生活困窮世帯の子どもを対象に、オンラインを活用した個別の学習支援や体験型学習、保護者への生活相談を実施しています。

本年度は、子供の貧困対策推進計画の改定年度になっております。先ほど説明した調査結果やこれまでの取組内容を十分に検証するとともに、関係団体、市町村等、様々な方々の意見を伺いながら、計画策定に生かしたいと考えております。

今後とも、関係者と一層の連携を図りながら、子供の貧困対策を推進してまいります。説明は以上です。

○佐藤障がい福祉課長 障がい福祉課でございます。資料の15ページを御覧ください。

2、障がい児支援について御説明いたします。

(1) の現状について、県内の身体・知的・精神の各手帳を交付している障がい者の数につ

きましては、表に示しているとおりでございますが、そのうち表の一番右側になります、令和4年度末における18歳未満の障がい児の数は、身体障がいで892人、知的障がいで2,447人、精神障がいで276人で、一部重複している方もおられますが、合計で3,615人となっております。

(2) 課題ですが、国の制度に基づきまして、県、市町村等におきまして、手当の支給や障がい福祉サービスの提供を行っておりますが、発達障がいや難病、高次脳機能障害など、様々な障がいに対する支援ニーズも多様化してきております。

このうち、明確な障がいの判断が難しい発達障がいにつきましては、早期発見により早期支援に結びつけ、本人だけでなく、家族や学校など周囲が理解し、関わりながら支援していくことが必要とされております。

また、近年、人工呼吸器の装着など医療的ケアを必要とする子供が増えている中、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケアに対応できる小児科医などの専門人材の育成・確保など、支援体制の強化が課題となっております。

これらの課題に対応するための主な取組につきまして、次ページで御説明します。16ページを御覧ください。

(3) 主な取組といたしまして、①発達障がい児に関する支援であります。取組例といたしまして、発達障がいの早期発見・早期支援のため、県内3か所にあります発達障害者支援センターにおける支援施設等や、発達障がいの対応ができる医師を確保するための、かかりつけ医対応力向上研修を行っております。

また、保護者向け理解促進セミナー等の開催や発達障がい児の子育て経験のある親である、

ペアレントメンターによる相談対応に取り組んでおり、主な実績として、本年5月末までに131人のペアレントメンターを養成し、支援体制の強化に努めているところであります。

次に、②医療的ケア児に関する支援であります。取組例といたしまして、県では、昨年7月に県立こども療育センター内に、医療的ケア児支援センターを設置し、家族等からのワンストップの相談窓口としての支援を行っております。

また、医療的ケア児本人と地域の支援者等との橋渡し役となります、医療的ケア児等コーディネーターの養成や、拠点病院や福祉サービス事業所等における人材育成、小児科医等の在宅医療実技講習会などに取り組んでいるところであります。

主な実績といたしまして、本年5月末現在で、県内12市町で医療的ケア児等コーディネーターが配置されるなど、地域と連携した支援づくりを進めております。

○小川こども家庭課長 17ページを御覧ください。ひとり親支援についてであります。

まず、(1) 現状といたしまして、①児童扶養手当受給者の状況です。児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、ひとり親家庭の児童について支給されるものですが、令和4年度末で1万1,927人となっており、表にありますとおり、年々減少傾向にあります。なお、手当を受給するに至った原因の約8割が離婚となっております。

本県の離婚率についてですが、ここで資料の訂正が1点ございます。②離婚率の推移の単位について%で記載しておりますが、正しくは人口1,000人当たりなのでパーセントでございます。

次に、離婚率につきましては、令和4年度で人口1,000人に対して1.68となっており、おおむ

ね減少傾向にはあるものの、全国平均と比較すると依然として高く、令和4年度は、全国3位となっております。

次に（2）課題ですが、このような現状を踏まえると、ひとり親家庭への支援の必要性は依然として高く、今後とも経済的支援や就労支援等を継続的に実施し、ひとり親家庭への自立支援を促進していく必要があると考えております。

18ページを御覧ください。

ひとり親家庭支援の取組状況についてであります。主な経済的支援として、児童扶養手当の支給のほか、ひとり親家庭の父、母または児童に要する医療費の一部を助成するひとり親家庭医療費助成事業や、ひとり親家庭に対して無利子または低利で貸付けを行う、母子父子寡婦福祉資金貸付事業などに取り組んでおります。

また、就業支援、生活支援として、ひとり親家庭の親が、看護師等の資格取得に向けて専門学校等で就業する場合などに、給付金を支給する、ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業や、就労支援員によるハローワークと連携した就業活動支援、医療事務等の資格取得に向けた講習会の開催等により、ひとり親家庭の親の自立を支援する、母子家庭等自立支援センター事業などに取り組んでおります。

19ページを御覧ください。

ヤングケアラー支援についてでございます。まず、（1）現状として、令和4年度に実施した実態調査についてです。支援体制の在り方を検討するための資料とすることなどを目的に、小学6年生、中学2年生、高校2年生の全数及びその学校を対象に実施したアンケートの結果となります。

主な内容でございますが、家族のお世話をしていると回答した割合が、小学6年生3.8%、中

学2年生3.8%、高校2年生3.2%、そのうち、お世話をする頻度がほぼ毎日と回答した割合が、小学6年生46.3%、中学2年生50%、高校2年生49.4%、お世話をする時間が7時間以上と回答した割合が、小学6年生8.4%、中学2年生11.8%、高校2年生10.4%となっております。

また、ヤングケアラーという言葉の内容を知っていると回答した割合は、中学2年生23.5%、高校2年生28%となっております。

次に、（2）課題といたしまして、ヤングケアラーの背景には、高齢者等の介護のほか、貧困など他分野にまたがる問題が絡んでいたため、多機関連携による支援の在り方を検討する必要がございます。

また、子供自身やその家族はもとより、周囲の大人がヤングケアラーを正しく理解するため、社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組む必要があります。

20ページを御覧ください。

主な取組であります。まず①ヤングケアラー等支援体制整備事業といたしまして、ヤングケアラーの現状について把握するとともに、相談対応窓口の機能強化を行うことで、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子供・若者を適切な支援につなぐ相談体制の構築を図ります。

また、②こども家庭養育環境改善事業といたしまして、ヤングケアラー等の養育環境に課題を抱える家庭への生活支援や子供の居場所づくりに取り組む市町村を支援することにより、子供が健やかに成長できる環境づくりを推進することとしております。

こども家庭課からは以上でございます。

○川添委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○福田委員 4ページについて、少子化の主な要因として未婚化ということでした。未婚者の約83%がいずれ結婚するつもりとの意向とあります、結婚しなかった理由については、何もデータがないのか、調査していないのですか。

○中村こども政策課長 未婚化の理由については、当時、県で、結婚・子育て意識調査をやっており、独身でいる理由について調査しております。一番多い回答は、結婚したいと考える相手に巡り会わなかったからが約4割を占め、次に、結婚する必要を感じないからが約2割、自由や気楽さを失いたくないからが14%でした。一概には言えませんが、結婚したいという思いを持ちながら、相手に巡り会えなかったり、経済的なゆとりなどの理由から独身でいるほうが多いと判断する方もいらっしゃるのかなと考えております。

○福田委員 私たちの特別委員会は、人口減少や地域活性化の対策について調査するのですが、未婚が多い背景を考えますと、時代とともに、親が結婚をあまり勧めなくなったということもある気がします。

相手に巡り会うチャンスがなかった、結婚する必要性を感じなかった、自由気ままがいい、などの理由の背景にあるのは、親が結婚を後押ししていない、「結婚せんか」と言わない、結婚の話題を表に出しにくいところも原因があるような気がします。そういうのは何か対策はないですか。

○中村こども政策課長 委員の御指摘のとおり、親をはじめ、周りの方々や職場の方々から結婚を勧めにくい社会の雰囲気も年々高まっていると感じております。

以前は、お見合いを勧める人が周りにいて、結婚になかなか一歩を踏み出せない方の背中を

押していらっしゃったと思いますが、そういう方が社会の風潮的にも敬遠されています。親も、自由な暮らしを失いたくないと本人が言っているのに結婚を勧めるはどうか、と思うところもあったり、会社等でも、そういうことを言うことがセクハラ的に扱われるということもあり、社会全体として結婚を勧めにくい状況だと考えております。

○福田委員 そうだと思います。私はお見合いで結婚しましたが、堂々とお見合い結婚だと言えるものではないです。出会いがなくて、人の力を借りて結婚したので。何かそこら辺をもう少しすぐるような対策が必要なのではないかと思います。

また、出生率について、沖縄県が全国1位で、2位が宮崎県ですが、離婚率についても、沖縄県が全国1位で、宮崎県は3位でした。これは関係しているものですか。

○小川こども家庭課長 このような数字出てることについて、私も驚いているところですが、直接的な関連はないと思います。出生率と離婚率なので、離婚が増えて、子供が増えることは恐らくないので、関係性はないと思います。

○福田委員 なぜ沖縄県や宮崎県のような暖かい地域がこのような状況なのは、何か理由があるのでしょうか。

○小川こども家庭課長 總じて離婚率の高さの明確な理由はありませんが、暖かい地域には、「何となる感」があるのではないかと思います。

物価水準が低いので、何とか生活していくまです。同じ金額の児童扶養手当をもらっても、買えるものは多くなります。

また、宮崎県は女性の就業率が高いため、離婚しても何とか働けたり、都会と違って実家に頼りやすいこともあるのではないかと思います。

これまでも、本県は離婚率が高く、ひとり親の方も多いので、何とか暮らしていけることを見ているなど、離婚しても「何とかなる感」があるのでないかと私は思います。

○山内委員 コロナ禍の子供の貧困緊急事態調査結果を興味深く見ました。

表2のコロナ前と比較し、収入が減少した世帯の割合が、宮崎県25.8%となっていますが、それ以上に生活が苦しい、大変苦しい世帯の割合が30.1%と上回っています。数字だけで実態をつかめるとは思いませんが、コロナ前より収入が減った世帯の割合以上に、生活が苦しい、大変苦しいと感じていらっしゃる、そう答えた割合が高いということを把握できました。今回の調査は、あくまでもコロナ禍の長期化の影響を捉えるための調査でしたが、ぜひ、この実態調査を数年に1度でも、定期的に続けていただきたいと思います。子供たちの意識づけにもなりますし、施策をつくる県や県議会にとっても、今実施している事業の効果を検討するためにも、非常に重要な指標になると考えております。

ぜひ、今後もこういう調査を続けていただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○長倉福祉保健課長 これは、令和2年度に内閣府の研究事業で、どういう項目でやるかを研究して、全国調査したもので、それを各県でも調査できるような形にして、宮崎県でも初めて調査したところです。

また、この調査では、中学2年生に22問、その保護者に28問とかなり多くの項目を聴取しました。クロス集計をしてみると、いろいろなことが見えてくるのだと思います。

今年度策定する、子供の貧困対策推進計画の非常に重要なデータにもなりますし、今後、子供の貧困対策を進めていく上でも、非常に重要

な指標になってくると思います。委員が言われたように、定期的に調査できればいいと思っております。

○山内委員 ぜひ御検討をお願いします。

引き続き、14ページ目の支援の内容について質問です。生活困窮世帯の学習生活支援事業の対象は生活保護世帯や児童扶養手当受給している世帯などに限定しているのでしょうか。生活保護を受給していないなくても、非常に厳しい状況にある世帯や、収入的には安定していても、子供にそれが行き渡らない世帯もあると思います。支援対象の子供を限定しているのか、支援を受ける子供をどのように確定しているのかについて確認させてください。

○長倉福祉保健課長 この事業の対象は、県の福祉事務所で把握した子供ですので、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯の子供ですが、それ以外でも、苦しい状況の世帯も対象にしております。

子供の学習支援は、この事業だけではなく、独自でやっている団体もあり、現在、県内41か所で実施しております。

私たちの事業でやっているものはごく一部ですが、いろいろな取組をされている団体もあります。学習支援は、非常に重要な取組ですので、県民に広くPRをし、いろいろな方を支援していきたいと考えております。

○山内委員 宮崎市のコラッジョにも話を伺ったことがあります、もともとは生活困窮世帯を対象にしていましたが、今は間口を広げて支援いただいており、大変ありがたいと思いました。対象者を生活困窮世帯としてしまうと、行きづらくなる場合もありますので、その部分もぜひ工夫いただきたいなと思います。

「こどもまんなか社会」と言われる中で、生

活困窮世帯に限定するということも疑問に感じています。

生活困窮世帯ではなくても教育の機会をなかなか得られない子供も支援対象に含めているのであれば、「生活困窮世帯」と銘打たなくてもいいのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

○長倉福祉保健課長 私も宮崎市にあるこども食堂に行ってきました。こども食堂のスタートは、生活困窮世帯の子供への支援ということです。スタートしたと思いますが、そのこども食堂には、ある小学校の約半分の子供たちが来ているということでした。

こども食堂へ行くことに、ハードルもなく、まさに子どもの居場所づくり取組だと思います。

先ほど、私が説明した子供のつながりの場づくり緊急支援事業は、分け隔てなく全ての子供がいつでも集まることができる場づくりをすることも含まれています。

このような活動も少しずつ広がっていますので、委員の言われた視点も踏まえながら、今後、事業展開をしたいと考えています。

○山内委員 19ページのヤングケアラー実態調査について、今回初めて、県として実施していただいたことに、感謝申し上げたいと思います。

やはりこの調査も、ぜひ継続的に、定点観測していただき、県の実態をしっかりとつかんで施策に反映するという仕組みをつくっていただきたいと思っております。要望です。

○小川こども家庭課長 ヤングケアラー実態調査も、昨年度かなり大がかりに調査をいたしました。まさに定点的な観測が必要になると思いますので、何年か後になるかもしれませんけれど、やらないといけないと思っています。

○下沖委員 ヤングケアラー実態調査のアンケ

ートは、不登校の子供にも実施しましたか。

○小川こども家庭課長 不登校の子供には実施していない状況です。

今回の調査は、学校の授業の中でやったものです。授業の中で、子供に配られているタブレットで実施した調査ですので、基本的に、学校に来ている子供を対象にしているので、不登校児は漏れている形になっています。

○下沖委員 ヤングケアラーは不登校の子供が多いです。家で、きょうだいやおばあちゃんなど家族の面倒を見ているが子供が多いので、不登校の子供には、アンケートを確実に実施していただきたいと思います。学校に登校できていない子供が、結構深刻な状況であることが多いので、今後、アンケートを実施していただきたいと思います。

続いて、20ページのヤングケアラーコーディネーターの配置について、配置人数など、どのように考えているか教えてください。

○小川こども家庭課長 不登校の子供の調査については、今後研究させていただきたいと思います。

ヤングケアラーコーディネーターは、子ども・若者総合相談センターわかばに1人配置しています。

本人からの相談も受け付けていますが、ヤングケアラーの相談は、まだそんなにないのが現状です。

コーディネーターが今やっている主な仕事は、ヤングケアラーの周知活動です。まずヤングケアラーを知ってもらわないとヤングケアラーの抱える問題は出てこないため、講演や研修などを主にやっています。

○下沖委員 ヤングケアラーについては、民生委員やひとり親家庭の支援、貧困家庭の支援を

している団体の方が、かなり情報を持っています。子供が不登校で、家事をずっとやっている現場を見ている団体の方がたくさんいます。そのような団体と市町村を含めた関係機関が連携できるように、各市町村にコーディネーターを配置していただきたいですし、情報収集に努めていただきたいと思います。

○小川こども家庭課長 ヤングケアラーの問題は市町村の役割が非常に大きくなると思います。市町村の児童福祉分野で情報を集約する形を取りいかないといけないと考えています。今、市町村の体制も含めいろいろ検討しているところです。

○丸山委員 4ページの未婚化の状況で、県の平均は出ていますが、市町村によって特徴的なデータがあるのでしょうか。例えば宮崎市が未婚化が高いとか、田舎は未婚化が低いなど、どのようなデータがあれば教えていただきたいです。

○中村こども政策課長 市町村別の未婚化の状況について手元にデータはございませんが、市町村によってばらつきというか、特徴がかなりございますので、今後しっかりと分析し、対策する必要があると考えております。

○丸山委員 できれば、市町村の未婚化のばらつきや市町村の対策や、支援について知りたいと思います。市町村によって、支援策が違っていると思いますので、うまくいっている市町村とうまくいっていない市町村の状況について、私たちも情報が必要だと思います。できれば、委員会の中でそういうデータがあれば教えていただくとありがたいので、資料を要求するかどうかをみんなで協議してほしいと思います。

○川添委員長 丸山委員から御提案がありました、市町村ごとの未婚化や対策のデータについ

て、執行部に資料を要求することについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、執行部におかれでは、資料の準備をお願いします。

○丸山委員 続いて8ページの合計特殊出生率を令和8年に1.8台にすると書いてありますが、15歳から49歳までの女性の数と出生数をどの程度と想定して、この1.8台の目標値としたのかを教えてください。

○中村こども政策課長 出生数が非常に減少し、かつ女性の数も年々減少している中で、これまでの推移を基に、今後1.8台まで回復させることを目標として設定しておりますが、具体的な出生数や婚姻数を積み上げて、1.8台の目標を掲げているものではありません。

○丸山委員 難しいかもしれません、その辺を細かくしないと、どのような施策を進めていくのかが分かりません。宮崎県の場合は、若い18歳から20歳代の女性が抜けてしまっているので、ここを止めないといけないと思っています。

もう少し具体的に対策を進めていかないと、人口減少は止まらないと思いますので、今、どのような施策をやっていて、何が足りないのかも把握する必要があります。例えば、二十歳や大学卒業時に宮崎県へ戻ってくる職場がないからなのか、宮崎県の魅力が本当にないのかなど、もう少し細かく分析をしないいけないと思っているものですから、その辺をどのように理解しているのかお伺いします。

○中村こども政策課長 女性の数が年々減少している中で、何がその一番の要因なのかは、本県の経済状況や経済構造なども密接に絡んでおりますが、県外に流出した若者がなかなか本県

に帰ってこないため、社会減の状況が続いています。社会減対策については、総合政策部をはじめ、商工観光労働部や各部局と連携して取り組んでいかないといけないと考えております。

一方、自然減の部分も同時に進行しておりますので、そこは私ども福祉保健部を中心になって、自然減対策をやっていかないといけないと考えております。実際に、婚姻数が年々減り、出生数も減っているため、我々としてもまずは婚姻数を増加させることに手をつけていかないといけないと考えております。ただ、あくまでも結婚や妊娠、出産は、個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の価値観や考え方をしっかり尊重することが大前提だと思っております。例えば出生数について、具体的な数値目標を掲げることは、行政が女性に出産することを強要するようなイメージを与えかねないということで、慎重であるべきと考えており、我々としては、合計特殊出生率を目指しているところです。

○丸山委員 県では、出会いの場を創出するため、みやざき結婚サポートセンターを運営していますが、登録数が少ないということを聞いています。登録者を増やすため、補助事業もやっていると思いますが、結婚したい人は結構いるのに、約8割の人が適切なパートナーを見つからなかつたと回答していますので、できるだけ早く適切なパートナーを見つけるような努力をしていただきたいと思っています。若い方の登録料を減免するなど事業を立ち上げたと思いますが、そのような補助事業が功を奏したのでしょうか。今は民間でもマッチングアプリなどもありますので、若い人たちの出会う場の創出に関して県の施策が効いているのかを教えてください。

○中村こども政策課長 みやざき結婚サポートセンターは、平成27年に設置しました。毎年1,000人前後の会員がおり、これまでに136組の成婚の実績を上げている状況です。男性、女性とも30代、40代の方々の登録が多く、男性は40代が38%、30代が33%、女性は30代が57%、40代が22.7%です。

入会に関しては登録費用が2年間で1万1,000円ですが、昨年、若い方々について、2か月間限定で、それを半額にするキャンペーンをやりまして、若い方々に積極的に登録をしていただいたところでございます。

今後、この登録者数——一番直近の数字では令和5年3月末で919名ですが、これをまだまだ増やしていく必要があると考えております。今、幾つかの市町村でこの登録費用を助成する事業をやっていただいております。登録者数が一番多い宮崎市も来月から助成をし、本腰を入れて、出会いの場の創出に力を入れていただくと伺っております。市町村との連携も強化しながら、しっかり婚姻の成婚の実績につながるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、市町村との連携強化をお願いします。

今は、約1,000名の登録数ですが、まだまだ少ないと思います。民間でも結婚相談所がありますので、民間との連携を含めて検討してください。

本当は結婚したいけれど40%しか理想の相手がいなかったということは、うまく対策することで結婚につながると思います。

結婚に関しては、これまで行政はなかなか踏み込まなかつたことですが、県としても、みやざき結婚相談センターを設置したということは、人口減少に本腰を入れていると思いますので、

もう少し市町村と連携しながら、本腰を入れて対策をお願いしたいと思います。

○前屋敷委員 子供が増えないという一つの大きな要因として、やはり経済的な問題があると思います。それと併せて、今、結婚したいけれどもなかなかパートナーに巡り会えないというのは、社会的な構造の変化が大きな要因だと思います。みやざき結婚サポートセンターでも様々な取組をされておりますが、本人方の希望に寄り添いながら、対策を強化してほしいと思います。

経済的な問題として、子供の貧困問題が言われていますが、これはイコール親の貧困問題だと思います。背景には、若い世代の働き方や働くかせられ方の問題があります。今、非正規雇用者は、男性は全体の4割、女性は6割を超すなど、生活そのものが厳しいという状況です。そのような状況では、結婚しても子供をたくさん産み育てられないと思います。

先ほど、子どもの貧困緊急実態調査について、委員から、今後もぜひ実態調査をしてもらいたいと要望も出ましたが、私も定期的な調査が必要と思っています。調査項目の一つに、収入源として働いている実態——正規雇用か非正規雇用かということも入れて、リアルな実態をつかむことが必要だと思いますので、アンケート項目の検討もお願いしたいと思います。

また、子供の教育にお金がかかるという問題です。県の施策では修学資金貸付もありますが、貸付けは、借りたいけれど借りられず、先ほどのアンケートでも、厳しい経済状況の世帯は、大卒以上の進学を希望する生徒の割合も少ないという実態が分かりました。世界の中で、日本の教育関連予算は非常に少なく、根本から変えていく、国へ要求していくことは欠かせないと

思います。本当に学びたいという子供には、親の経済状況にかかわらず、修学資金も給付するような方向を目指していくなども目標として掲げていただきたいと思います。これは、子供を産み育てやすい施策や、子供を増やしていくという施策に結びついていかないと、難しいのではないかと思います。その辺はどのように考えておられますか。

○長倉福祉保健課長 こども政策課長からも、国の異次元の少子化対策の動きについて説明しましたが、この項目以外にも大きな柱として、教育支援をどうしていくかも挙げられております。大学など高等教育費支援、授業料の減免、奨学金の拡充などの動きもあるようですが、国の動きもきちんと察知して、私どもの施策に生かしていきたいと考えております。

教育は非常に大きなポイントだと考えておりますので、教育委員会とも連携しながら対策を進めていきたいと思っています。

○前屋敷委員 親も、社会も、将来の社会を担う子供をしっかり育てる責任があると思いますので、子供の教育支援については強めていく必要があると思います。

もう一点、13ページの民間団体の活動支援について、補助対象上限額が1団体当たり50万円となっていますが、今、何団体ぐらいに支援が届いていて、どの程度の額が支援されているのか教えてください。

○長倉福祉保健課長 つながりの場づくり緊急支援事業は、今年度の新規事業であり、今、10団体、470万円の補助が決定しております。まだ予算はありますので、追加募集をかけて、引き続き支援を行う準備はできているところです。現在、3団体から手が挙がっており、近日中にヒアリングを行い、支援を広げていきたいと考

えております。

ちなみに、子ども食堂につきましては、最近大変増えており、6年前の平成28年は県内に8か所でございましたが、現在、県内に80か所あります。この80か所全て私どもの事業でやっているわけではなく、市町村の支援や寄附金、企業からの支援など様々な財源で活動が広がってきているところでございます。

○前屋敷委員 県だけでは支援は行き届きませんので、ぜひ市町村と協力いただきたいと思います。

○坂口委員 この問題はものすごく難しく、正解は本当にあるのかなと思います。経済的な問題や、社会の受皿の問題などと言われますが、昔はそんなのありませんでした。それでも結婚もしたし、子供もたくさん持てました。私は、どうしても必要だということについては、人間は、どんな万難を排してもやり切ると思います。本当に、必要だと感じているのだろうかと思うところがあります。みんなが限界を超したところにいるものでもないのではないかと。

こども家庭課長も言われましたが、熊本県の「おてもやん」のように、村役、とび役、肝いりどん、政治家——とび役といったらとびをして火を消す、消防関係ですね。それから肝入れって仲立とかですよ。それと愛ちゃんは太郎の嫁になるっていうので、出しやばりよねっておばあちゃんが出てくる歌もあったですよね。みんながやはり絶対必要だよ、でもなかなかそれが自分個人では解決できないよという人のために、いろいろな支援の手が、社会というものが一体になって取り組んできたものです。しかし、それが今、下手すればセクハラと言われるので、結婚を勧めることもなかなか難しいと思います。それでも、社会を持続させたり、今

この豊かさを持続させたりさらに伸ばしていくために——本当は個人の責任ですが、行政が取り組まないといけなくなります。

厚生常任委員会も、昔の厚生という熟語の定義に戻らざるを得ないかもしれません。厚生とは、世の中を豊かにしていくことですが、もともとはそれを政治がやるという意味が言葉の定義にあります。そういう意味で、県の皆さんには苦労するのだと思います。必要性を感じていないところにそれをお願いしていかないといけないというじれったさもありますが、やっていかないといけないという前提もあります。これは取り留めもない話でした。

素朴な質問ですが、合計特殊出生率2.07は、今も生きているのですか。

○中村こども政策課長 最近の国から出される計画などでもいろいろ探しますが、2.07という数値を、我々としては確認できていないところです。

○坂口委員 合計特殊出生率が2.07より減るのは駄目だよ、人口を維持するためには2.07がぎりぎりの率だということで始まったと思います。結婚や出産に係る施策や事業につながったと思うので、数値が生きていないとおかしいと思うのですが、いつ合計特殊出生率2.07に達成すれば、日本の人口や宮崎の人口をどれくらいで維持することになるのか見えないと難しいと思います。もう絶対に後がない、何があっても背水の陣でやっていく、社会が持続できる、活力も失わないタイミングはどの時点なのかを今から考えておかないといけません。地域が、国が衰退していくという背水の陣をやはり見せないといけません。最近心配になるのは、国が合計特殊出生率2.07と言わなくなってしまったことです。原点はこの数字でした。世の中をこのまま維持して

いこうという、いわゆる国家全体のSDGsを示しました。そこが今、なくなっています。

今は、とにかく計画のスパンで決めていこうとしています。合計特殊出生率1.6台から1.8台を目指し、いつかは2.07を達成しようという通過ポイントの目標だと思います。そういう点では、この目標に対して合理的な説明は無理だと思います。今は、取りあえず1.8を目指します、そこを達成したら1.9を目指します、何年後までに2.07を達成したいという目標です。そのときに人口が何人になっているかは分からなければ、究極の目標は、2.07に到達したときに世の中をどのように持続させていくかということであり、その目標がないと駄目だと思います。それが見えてこないし、国も示さないところです。率直に、県では、どのように考えを整理していますか。

○川北福祉保健部長 委員からございました合計特殊出生率2.07の議論でございます。

私は、総合政策部おりましたが、私たちもずっと議論してまいりました。国も、もう2.07という数字を出していない状況です。

現実的な問題として、しばらくは人口減少が続きますが、その中でも地域がしっかりと持続できるようにまずは基盤を整えていかないといけません。基盤を整えていくことが、出生率の上昇にきっと貢献していくのだという思いで施策を進めてまいりました。少子化の課題の一番難しい部分は、本人の価値観という部分です。行政にできることは、結婚したくてもできない方や子供を産みたくても産めない方、子供を複数人欲しいが産めない方などに、特効薬はありませんので、あらゆる施策を組み合わせて重層的に施策を展開していくことだと思います。

例えば、結婚するためには職が要り、安定し

た収入も必要です。これに対しては、県庁が総合的に、教育委員会も含めて部局全体で一丸となって進める事業であると考えております。

合計特殊出生率2.07の議論について、私どもとしては1.8台ということ目標を持っておりますが、まずはそこに少しでも近づけていくことが必要だと思います。1.8台に近づける過程の中で、様々な有効な施策が出てくるかもしれません。国、県、市町村が連携し、どのような施策が少子化対策に有効なのかを見極めながら進めていく必要があると思います。2.07の議論は引き続き進めていかなければならないと思いますが、現時点においては1.8台の目標に向かって全力を注いでいきたいというのが現在の考え方であります。

○坂口委員 例えば結婚したい、子供が欲しい気持ちや希望はあるができない部分に徹底して行政が関わることは、効果が物すごく期待できると思います。気持ちも希望もない人をその気にさせることも必要で、総合的に対策を進めていきたいと言うけれど、2.07の存在が消えるのであれば、対策しなくてもいいということです。やはりもう一度、2.07について国へ確認してもらいたいですし、目標に掲げてほしいと思います。人口減少対策の入り口がそれだったのだから。

また、先ほど、ヤングケアラー実態把握の方針として、不登校児にもアンケートを実施するようにと意見がありました。私は学校が子供の九割は把握していると思うので、不要だと思います。問題は、ヤングケアラーであることを認識したくない、表に出したくない子供がいることです。ケアするお母さんを愛していたり、きょうだいを愛していたり、自分はケアすることが当然で、使命だと思ってやっています。きよ

うだいが多ければ、自分の下の子はせめて高校に進学させてあげたいとか、大学まで行かせてあげたいし、そのために自分はここにいると信じ込んでいる子供がいます。そのような子供の心をほぐしてあげる、開かせるまでの作業が課題だと思います。不登校の子供については、学校に聞けば約8割は分かるし、学校が把握できていないのであれば、先生に対して、ヤングケアラーケアについて認識が必要と思います。学校側から情報を得ているのではないかですか。

○小川こども家庭課長 不登校の子供について、学校は当然把握していると思います。今回の実態把握調査は、全数調査がやりやすいという理由でタブレットで実施しています。

○坂口委員 そうではなくて、これから新たに調査しなくとも、長期間欠席している児童は病気なのか家庭の事情なのかなど、理由は学校側で把握しているのではないかということです。また、それを市町村に的確に把握させるとしても、市町村は、それだけのノウハウや体力があるのかなということが心配です。

○小川こども家庭課長 学校では把握していると思います。把握した中で、支援が必要なケースを市町村がどのように把握するかという問題があると思います。子供自身が声を上げたくないと思っているケースもあります。客観的にはヤングケアラーに見えるが、子供自身は家族の状況を知られたくないため、周りに言わないこともあります。また、子供自身も、何か特別な支援をしてもらいたいのではなく、ただ話を聞いてもらうだけでいい場合もあります。それぞれの子供に応じた支援の在り方があると思いますので、学校と市町村とが連携し、支援が必要な子供や、支援を求める子供に支援をつなげることが必要になると思います。

○坂口委員 県が全体的に把握して、県の責任でやらなければ、市町村では難しい面が相当あると私は思います。市町村は、市町村内の状況を調べたり、統計を取るなど事務的なことはできると思いますが、ケアの専門家を確保することをはじめ、政策的に対策をすることは、限界を超すのではないかと思います。

この問題は、県と市町村が連携しながらも、あくまでも県の責任においてやっていくことが必要だと思います。福祉行政だから市町村の責任でと求めることは、体制の小さな市町村には難し過ぎると思います。県が一元的にやっていくことが必要という気がしますが、どう思いますか。

○小川こども家庭課長 確かに小さな市町村は、支援体制について難しい面もあると思いますが、小さな市町村だと、逆に子供の状況がよく分かることもあります。市町村の規模に合わせた形で我々もアドバイスをしていかないといけないと考えています。

○坂口委員 市町村では限界があるのではないかという気がするので、県が一元的にやっていかないといけないと私は思います。小さな市町村では限界を超しているので、市町村の事務として任せ切らずに、県が全てをやっていくことがやはり必要ではないかなという気がします。いかがですか。

○柏田こども政策局長 ヤングケアラー問題に関しては、今年の5月に関係機関の方に集まつていただき、第1回検討会を行いました。その中には、教育委員会や、市町村、実際に子供の支援を行っている団体の方々に集まつていただき、ヤングケアラーに対する支援の在り方について検討を行いました。この検討会に関しては、年度内に再度行う予定にしていますが、その中

で県から、こういう形で支援を行っていったらどうかということの方針的なものを示したいと思っております。そこで各委員の皆様から御意見いただき、今後、県内でどのように進めていくかを検討していきたいと考えております。

○黒岩委員 御質問と要望を4点したいと思います。

まず、7ページに、15歳から49歳の女性人口が激減をしていること、その次のページにどのような取組をするのかについて記載されています。女性の働く場の確保という点では、企業立地・企業誘致の視点もあってもいいのではないかと思いますが、企業立地推進局と突っ込んだやり取りをしているのでしょうか。

○中村こども政策課長 今、委員御指摘のありましたとおり、女性がこれだけ減少していることに加えて、全国に比べると宮崎の人口減少の割合が大きいということは、背景に、働く場所、宮崎で活躍できる場所が十分になく、都会に出ていていることがあると思います。女性がいかんなく能力、意欲を発揮できる環境整備は非常に重要だと思っており、商工観光労働部や総合政策部等とも連携しているところです。

○黒岩委員 I T企業など女性が働きやすい企業や業種があると思いますので、ぜひそういったところに特化した形でやっていただきたいと思います。

2点目ですが、「子どもの貧困対策計画」の作成について説明がありましたが、計画の名称を、「子どもの未来応援」にするなど配慮が必要だなと思います。子ども食堂も、以前は貧乏食堂など言われて、本当に利用してもらいたい子供が利用できない、来ていただけないということがありましたが、名称などを配慮しながら、本当に支援が必要な子供や世帯に支援が届くよう

にする動きがありました。アンケートの取り方もありますが、「貧困の家庭を対象にしたアンケート」と書いても誰も書きませんので、名称なども配慮しながら計画づくりをやっていただきたいと思います。これはお願いです。

3つ目は、16ページの医療的ケア児の支援について質問です。現在、医療的ケア児は18歳まで特別支援学校へ通えると思いますが、18歳以降も子供や保護者が通える場所が欲しいという声を伺っています。実際、そのような場所はあるのでしょうか。

○佐藤障がい福祉課長 医療的ケア児につきましては、18歳に達しまして医療的ケア児で亡くなった後も、医療的ケアを受ける者のうち、引き続き、例えば雇用または障がい者サービスの利用に係る相談を必要とする方がサービスを受けられる形になっております。

○黒岩委員 そういう施設があるのでしょうか。

○佐藤障がい福祉課長 例えばグループホームや共同生活援助などの施設が対象となります。

○黒岩委員 また個別にいろいろと相談させていただきたいと思います。

続いて、ひとり親支援についてです。児童扶養手当の支給について、平成31年から、2か月に1回支給されることになったと思います。3人の子供がいるひとり親の家庭は、月6万円程支給されます。2か月に1回支給されると、12万円ですが、家賃や光熱水費は毎月請求されるため、毎月欲しいという意見があります。2か月に1回支給されると、家計のやりくりが難しいという声です。国の制度で支給は2か月に1回となっているので、変えることはなかなか難しいと思いますが、行政が貸付けをして2か月に1回精算をしていただくということで、実質は毎月6万円が口座に入ってくるというような仕

組みをつくっている自治体もあります。

現場が本当に求める支援を検討いただき、他県に先んじてそのような制度をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川こども家庭課長 児童扶養手当の支給は、2か月に1回となっており、貸付けをしている自治体の事例については、私は初めてお伺いしました。事務の負担もありますので、2か月に1回の支給に加えて貸付けを行うことができるかは分かりませんが、他自治体の事例をお伺いしましたので、研究させていただきたいと思います。

○黒岩委員 御検討をお願いします。

次に、ひとり親家庭の医療費助成についてです。先日の一般質問でもありましたが、月々1,000円を負担することでいいとなっていますが、今は償還払いになっています。ひとり親のお母さんは、仕事をしているので、役所に行くのには平日の勤務時間でしか行けません。領収書もためて持っていくことになります。手続が非常に面倒だという声があり、諦めて手続をしないという家庭も多いと聞いています。ぜひ現物給付にできないかと質問しましたが、事務の煩雑化や医療費の増嵩につながるという答弁でした。市町村では、無料にしているところもありますので、先進事例を参考にしていただき、ぜひ検討をお願いしたいです。いかがでしょうか。

○小川こども家庭課長 現物給付にするとひとり親家庭が非常に助かるという意見はそのとおりだと思います。一方、どうしても医療費が上がっていくことやそれに伴って補助の財源が必要になってくるため、今は手当てすることが難しいところです。研究はさせていただきますが、現物給付をできます、というところにはまだいかないと感じています。

○黒岩委員 既に無償にしている市町村もありますので、医療費が増嵩しているのか、現場の声を聴いていただきたいと思います。

○日高委員 14ページの進学・就職支援制度紹介冊子がありますが、この相談窓口は、学校以外にも窓口があるということでしょうか。

○長倉福祉保健課長 桜さく成長応援ガイドを作っております、相談は様々な視点での相談窓口になります。教育委員会や市町村の社会福祉協議会、福祉事務所などいろいろな切り口で設置されている相談窓口という意味です。

○日高委員 大変重要なことだと思います。対象は学生でしょうか。

○長倉福祉保健課長 この冊子は、小学校から中学校に入学するとき、中学校から高校へ入学するとき、高校から大学に入学や社会人になるときなど、それぞれのライフステージに応じた支援制度をまとめています。中学校・高校・特別支援学校の生徒全員に配りますが、ぜひ保護者にも見ていただき、いろいろな制度があることや相談窓口があることをしっかりと分かってもらいたいと思っています。我々もそのような視点でPRしていきたいと考えています。

○日高委員 相談窓口をしっかりとつくっていただきたいと思います。都会に子供が出て行くことは止めることはできないですが、都会に就職しても離職率が高いです。離職して、宮崎県に戻ってきたいと思ったときに、どこに相談すればいいか分からないという意見がよく届きます。学校にも相談する場をつくるべきだと思いますが、先生も異動すると相談しづらくなるので、困ったときにどこに相談すればいいか、相談窓口があるということを子供たちに知ってもらえるといいと思います。そうすれば、都会の企業を離職したときなど、宮崎に戻ってきたい

なと思う子供の思いを形にできるのではないか
と思います。要望です。

○長倉福祉保健課長 非常に重要な視点だと思います。県内の高校を卒業して県外に就職をし、一定の期間たって宮崎県に帰ってきたいという人は多いと思います。私は昨年、医療政策課で仕事をしていましたが、看護師をいかに確保するか、県外の看護師の方が宮崎県に戻ってきたときに相談する窓口がなく、例えば県の看護協会のナースセンターで相談窓口を設定するなど、いろいろな切り口で相談窓口を設定することは非常に重要だと思いました。福祉保健部だけではなく、総合政策部や商工観光労働部などとも連携しながら、検討することは非常に重要なことだと考えております。

○今村委員 9ページのライフデザイン事業について質問です。先ほどから話が出ているとおり、やはり働いていないと結婚できないということで、結婚前を対象としたライフデザイン事業は非常に大切な取組だと思います。ホームページを見たところ、学生向けの取組ということは分かったのですが、社会人向けのライフデザイン事業は取組は進んでいるのでしょうか。

○中村こども政策課長 ライフデザイン事業は、晩婚化や未婚化が進む中で、できるだけ早いうちから将来の人生設計やライフプラン、ライフデザインについて考えてもらう目的でやっておりました。昨年度までは、学生を中心でしたが、今年度からは、対象を社会人にまで広げて事業を展開していきたいと考えているところです。

○今村委員 社会人向けの企画ができているということでおろしいでしょうか。

○中村こども政策課長 今年度の取組はまだスタートしていませんが、できるだけ早い段階で、できるだけ多くの企業に事業を活用いただくよ

うにPRをしたいと考えております。

○本田副委員長 私は昨年Uターンで戻ってまいりました。

先ほどから人口減少に関するいろいろな複合的な要素があると説明がありました。資料の8ページの本県が目指す将来像の部分になると思いますが、評判——レビューションとインパクトがこれから重要だと思っています。例えば、先日、宮崎県総合運動公園で見せていただいたのですが、遊戯施設がずっと閉鎖になっていました。県土整備部には伝えましたが、コロナ禍も明けて、これからいろいろな方々を交流人口・関係人口として増やしていくとしています。宮崎県は、非常に住みやすくて移住もワーケーションも進んできていますが、閉鎖されている遊具施設が宮崎県の評判に与える影響は非常に大きいと思います。これは県土整備部にも伝えました。福祉保健部だけで解決できる課題ではないですが、そういった評判についてどうお考えか。今後どのように他部局と連携していくのか伺いたいです。

○中村こども政策課長 子供が伸び伸びと育つ経験や機会、親も安心して遊ばせることができる施設の整備は非常に重要だと思います。小さな子供であれば、子育て支援センターなど遊具も含めて整備していますが、一般の誰でも行けるような施設は、確かに県土整備部の所管になると思います。老朽化が進んでいたり、以前のように使用できなくなっている状況もあると思います。財政的なものからも、施設の長寿命化や新設は難しいと思いますが、社会減対策という意味でも、環境整備は大変重要な視点だと思いますので、県土整備部とも施設整備の在り方についても今後、意見を交わしていきたいと

い考えております。

○本田副委員長 イメージはとても大切だと思います。シーガイア・リゾートも黒字化されました。そこまでには、大きな努力があったと思いますが、県の施設が、しっかりした基準でないと、移住・定住・子育てにも大きく影響するのではないかと思います。御検討、よろしくお願いをします。

○川添委員長 そのほかもないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんには、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）県内調査についてあります。

まず、7月25日から26日に実施予定の県南調査についてです。資料1を御覧ください。

前回の委員会において、調査先については正副委員長に御一任を頂きましたので、委員の御意見を踏まえて、日程案を作成いたしました。

まず、7月25日は午前中、三股町の人口社会増や子育て支援の取組について、午後は、県の誘致企業で、半導体装置や医療機器等に使用する樹脂精密加工品を製造する株式会社ミヤザキで、Uターン者の雇用や地域活性化の取組について調査する予定です。

調査後、西米良村へ移動して宿泊し、翌26日は、西米良村の経済の地域内循環等について、午後は、調査先でもあるNPO法人東米良創生会で昼食を取った後、住民による互助輸送について調査したいと考えております。

続いて、8月29日から30日に実施予定の県北調査について、資料2を御覧ください。

まず、8月29日は、美郷町の空き家対策や、椎葉村のデジタル化に関連した取組を調査し、翌30日は、諸塙村の地域産業の担い手確保の取組である特定地域づくり事業協同組合や、都農町のデジタル技術を活用した取組を調査したいと考えております。

この案で準備を進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 なお、諸般の事情により、行程に変更が出る場合がありますけれども、正副委員長に御一任をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時47分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、協議事項（2）の県外調査についてであります。

実施時期は10月17日から19日の予定であります。調査先につきまして、御意見・御要望があればお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

ただいまいただいた意見を参考にさせていただき、準備を進めたいと思いますが、具体的な調査先の選定については、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それではそのような形で進めさせていただきます。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてあります。

次回の委員会で調査したいテーマや執行部の説明内容について、御意見や御要望があればお願いします。

○山内委員 6月定例会の予算案の概要に記載されていた、「3つの日本一挑戦プロジェクト」という特命チームの中に、子供・若者がテーマに入っていたと思います。人口減少・少子化対策に絡む話であれば、今どのように動いているのかや、今後どのように取り組もうとしているのか伺いたいです。

○丸山委員 女性の就業する環境づくりについてどのように取り組んでいるのか教えてもらいたいです。本県は、ほかの県よりも、若年の女性が減り過ぎているため、その対策についても聞きたいと思います。

○川添委員長 ただいまの山内委員、丸山委員の御意見などを参考にいたしまして、次回の委員会の内容を検討したいと思います。

なお、他委員会とも調整が必要になった場合は、内容は正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 最後に、協議事項（4）その他で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次回の委員会は、7月20日木曜日の午前10時からを予定しております。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

署 名

人口減少・地域活性化対策特別委員会委員長 川添 博

